

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

平成 30 年 2 月 6 日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 建設・更新事業本部長 今木 博久

1. 業務概要

- (1) 業務名 淀川左岸線延伸部 堤体安定性検討業務
- (2) 業務目的 本業務は、淀川左岸線延伸部の道路構造物の建設に伴い、施工時及び完成時において近接する淀川堤体への影響検討を行い、それらの結果及び考察に基づいて堤体安定性の評価を行い、別途設置予定である淀川左岸線延伸部の河川に関する技術検討委員会(仮称)での審議用資料及び河川管理者協議用の基礎資料を作成するものである。
- (3) 業務内容 別紙、特記仕様書によるものとする。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 9 月 30 日まで
- (5) 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

2. 特定されるために必要な要件

- (1) 企業の形態
技術提案書の提出者は以下に掲げる要件を満たしている単体企業であること。
- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）における平成 29～32 年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 技術提案書の提出期限日から技術提案書の特定時までの期間において阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。
- 4) 技術提案書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ同規則別表

に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

- 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記 2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(2) 企業の能力

業務実績が指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

(3) 配置予定技術者の能力

本業務における配置予定管理技術者の保有資格、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

(4) 技術提案書提出者間の資本・人的関係

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 企業評価

同種又は類似業務の実績の内容

(2) 技術者評価

保有資格、専門分野の内容、同種又は類似業務の実績の内容、技術者表彰・業務表彰経験、手持ち業務の状況、専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

(3) 業務実施体制等

業務実施体制、業務実施方針と留意点等

(4) 特定テーマに関する技術提案

説明書 3. (3) 業務内容に示した特定テーマに対する具体的な取り組み方法

4. 手続等

(1) 担当部署

①技術提案書の提出等に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社 建設・更新事業本部 総務・経理課

(住所) 〒550-0011 大阪市西区阿波座 1 丁目 3 番 15 号

(電話) 06-6535-9386 (ダイヤルイン)

(FAX) 06-6535-0733

②技術提案書の作成に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社 建設・更新事業本部 大阪建設部 設計課

(住所) 〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 号-1900

(電話) 06-6599-1729 (ダイヤルイン)

(2) 説明書等の交付期間及び方法

- ①交付期間：平成 30 年 2 月 6 日 (火)から平成 30 年 2 月 27 日(火) 午後 4 時まで
- ②交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R 等により交付するので、事前に上記 4. (1) ①の担当部署へその旨申し出ること。

・ 阪神高速道路株式会社ホームページ

(建設コンサルタント業務等の入札公告)

<http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

③交付図書のダウンロード手順：

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトの URL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 技術提案書の提出期限並びに提出方法及び提出先

- ①提出期限：平成 30 年 2 月 27 日 (火) 午後 4 時
- ②提出方法： 1 部を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。

郵便による提出期限：平成 30 年 2 月 27 日 (火) 午後 4 時必着

③提出先：上記 4. (1) ①に同じ

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書及び添付書類は、返却しない。
- (4) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。

(5) 履行の確認

技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を

行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大 10 点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

- (6) 契約保証金 免除。
- (7) 契約書作成の要否 要。（本件は、電子契約を推奨します。）
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4. (1) ①に同じ
- (9) 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (10) 詳細は、説明書による。